

個情第 761 号
産情発 0401 第 16 号
医薬発 0401 第 36 号
老発 0401 第 6 号
令和 8 年 4 月 1 日

一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
の一部改正について（通知）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイダンス」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正により、介護保険の被保険者証について、従来の取扱いに準じて、厚生労働大臣が介護保険事業において市町村を識別するために市町村ごとに定める番号である「保険者番号」及び市町村が被保険者の資格を管理するために被保険者ごとに定める番号である「被保険者番号」を「被保険者番号等」として同法第 201 条の 2 第 1 項に規定することとなりました。

また、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 1 条第 8 号に規定している「介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定め

る文字、番号、記号その他の符号」は、被保険者番号等に該当するものであったため、今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和8年政令第68号）により個人情報の保護に関する法律施行令を改正するとともに、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）の規定を整備し、令和8年4月1日より施行します。

これに伴い、ガイダンスにつき別添1のとおり一部改正し、別添2のとおりとするため、改正の趣旨、内容等についてご了知いただくとともに、貴管内の関係機関、関係団体等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

個情第 761 号
産情発 0401 第 16 号
医薬発 0401 第 36 号
老発 0401 第 6 号
令和 8 年 4 月 1 日

別 記 団 体 御 中

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
の一部改正について（通知）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイダンス」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正により、介護保険の被保険者証について、従来の取扱いに準じて、厚生労働大臣が介護保険事業において市町村を識別するために市町村ごとに定める番号である「保険者番号」及び市町村が被保険者の資格を管理するために被保険者ごとに定める番号である「被保険者番号」を「被保険者番号等」として同法第 201 条の 2 第 1 項に規定することとなりました。

また、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 1 条第 8 号に規定している「介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定め

る文字、番号、記号その他の符号」は、被保険者番号等に該当するものであったため、今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和8年政令第68号）により個人情報の保護に関する法律施行令を改正するとともに、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）の規定を整備し、令和8年4月1日より施行します。

これに伴い、ガイダンスにつき別添1のとおり一部改正し、別添2のとおりとするため、改正の趣旨、内容等についてご了知いただくとともに、貴管内の関係機関、関係団体等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

(別記)

公益社団法人	日本医師会	会長
公益社団法人	日本歯科医師会	会長
公益社団法人	日本看護協会	会長
公益社団法人	日本助産師会	会長
一般社団法人	日本医療法人協会	会長
公益社団法人	日本精神科病院協会	会長
一般社団法人	日本病院会	会長
公益社団法人	全日本病院協会	会長
公益社団法人	全国自治体病院協議会	会長
公益社団法人	日本薬剤師会	会長
一般社団法人	日本病院薬剤師会	会長
一般社団法人	日本薬局協励会	会長
公益社団法人	全日本医薬品登録販売者協会	会長
一般社団法人	日本配置販売業協会	会長
一般社団法人	日本置き薬協会	会長
一般社団法人	全国配置薬連合会	代表理事
一般社団法人	全国配置薬協会	会長
一般社団法人	日本医薬品登録販売者会	会長
一般社団法人	日本保険薬局協会	会長
一般社団法人	日本チェーンドラッグストア協会	会長
公益社団法人	全国老人福祉施設協議会	会長
一般社団法人	日本福祉用具供給協会	理事長
一般社団法人	日本福祉用具・生活支援用具協会	会長
一般社団法人	全国福祉用具専門相談員協会	理事長
公益社団法人	全国老人保健施設協会	会長
一般社団法人	日本慢性期医療協会	会長
日本介護医療院協会		会長
公益財団法人	日本訪問看護財団	理事長
一般社団法人	全国訪問看護事業協会	会長
一般社団法人	全国デイ・ケア協会	会長
一般社団法人	日本訪問リハビリテーション協会	会長
一般社団法人	日本リハビリテーション病院・施設協会	会長
一般社団法人	日本言語聴覚士協会	会長
一般社団法人	日本作業療法士協会	会長
公益社団法人	日本理学療法士協会	会長

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 理事長
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会 会長
特定非営利活動法人 全国盲老人福祉施設連絡協議会 理事長
一般社団法人 全国介護付きホーム協会 代表理事
一般社団法人 高齢者住宅協会 会長
一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会 理事長
一般社団法人 日本介護支援専門員協会 会長
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 会長
公益財団法人 全国老人クラブ連合会 会長
一般社団法人 シルバーサービス振興会 会長
一般社団法人 日本在宅介護協会 会長
一般社団法人 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会 理事長
一般社団法人 全国介護事業者連盟 理事長
特定非営利活動法人 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 理事長
一般社団法人 全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会 理事長
公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 会長
全国グループホーム団体連合会 代表
全国ホームヘルパー協議会 会長
日本ホームヘルパー協会 会長
公益社団法人 日本介護福祉士会 会長
日本介護クラフトユニオン (NCCU) 会長
社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター センター長
社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター センター長
社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター センター長
一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ (JDWG) 代表理事
公益社団法人 認知症の人と家族の会 代表理事

○医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>[略]</p> <p>I [略]</p> <p>II 用語の定義等</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 個人識別符号（法第 2 条第 2 項）</p> <p>（定義）</p> <p>法第二条</p> <p>[略]</p> <p>令第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>八 <u>介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等</u></p> <p>九・十 [略]</p>	<p>目次</p> <p>[同左]</p> <p>I [同左]</p> <p>II 用語の定義等</p> <p>1. [同左]</p> <p>2. 個人識別符号（法第 2 条第 2 項）</p> <p>（定義）</p> <p>法第二条</p> <p>[同左]</p> <p>令第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 [同左]</p> <p>八 <u>介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第十二条第三項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</u></p> <p>九・十 [同左]</p>

規則第二条 [略]
規則第三条 <u>削除</u>
規則第四条 [略]

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

具体的な内容は、令第1条並びに個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第4条に定められており、例えば、細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列、健康保険法に基づく保険者番号や被保険者等記号・番号などが該当する。

したがって、当該保険者番号及び被保険者番号・記号のいずれもが含まれる情報は、個人情報となる。

3～5 [略]

Ⅲ～Ⅴ [略]

別表1～別表6 [略]

規則第二条 [同左]
規則第三条 <u>令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号とする。</u>
規則第四条 [同左]

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

具体的な内容は、令第1条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条から第4条までに定められており、例えば、細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列、健康保険法に基づく保険者番号や被保険者等記号・番号などが該当する。

したがって、当該保険者番号及び被保険者番号・記号のいずれもが含まれる情報は、個人情報となる。

3～5 [同左]

Ⅲ～Ⅴ [同左]

別表1～別表6 [同左]